

## 第 7 号議案

### 亀岡市子ども・子育て会議条例の制定について

亀岡市子ども・子育て会議条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 9 月 9 日提出

亀岡市長 栗山正隆

### 亀岡市子ども・子育て会議条例

#### (趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、亀岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第 2 条 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号の事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

#### (組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子どもの保護者

(4) 公募の市民

(5) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長がこれを招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取)

第6条 会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 亀岡市子ども・子育て会議条例案要綱

- 1 子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法の規定により設置する亀岡市子ども・子育て会議に関し、必要な事項を定めること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。